

(案)

トータルステーションシステム売買契約書

1 売買金額

千	百	十	万	千	百	十	円

2 売買の目的

内 訳

品名	種類、形状、規格、等級等	数量	単価	金額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	備考
トータルステーションシステム	仕様書のとおり	1式	円	円	円	
合 計						

3 納入場所

岐阜市本荘3456-19 岐阜県立岐南工業高等学校
実習棟2 2階 測量実習室

4 履行期限

令和5年2月10日（金）

5 契約保証金

千	百	十	万	千	百	十	円

上記の物件の売買について、岐阜県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、トータルステーションシステム売買契約を次の条項により締結する。

(総則)

第1条 乙は、頭書の売買金額をもって頭書の履行期限内にトータルステーションシステムを甲に納入しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して、売掛債権（第8条第1項に規定する乙の売買金額の支払の請求に係る権利（物件の引渡し前であっても将来引渡しにより取得する権利を含む。）をいう。次項において同じ。）を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による売掛債権の譲渡に係る甲への通知（債権譲渡登記がされたことの通知を含む。以下この項において「通知」という。）が、甲の乙への支払手続（甲が第8条第1項の規定による乙からの支払請求に基づき、乙を当該売買金額の債権者として確定し、乙に支払をするために甲が行う一連の手続をいう。）の完了後に甲に到達した場合、乙は、民法（明治29年法律第89号）第467条第1項及び動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2

項の規定にかかわらず、当該通知の内容を甲に対抗することができない。

(契約の変更、中止等)

第 3 条 甲は、必要がある場合には、契約物件の内容を変更し、又は当該契約を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、履行期限又は売買金額を変更する必要があるときは、甲がこれを定め、乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の規定による通知を受け取った日から5日以内に変更契約を締結しなければならない。

3 第1項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定める。

(履行期限の延長)

第 4 条 乙は、天災その他自己の責めに帰することができない事由により履行期限までに供給することができないときは、甲に対し、遅滞なくその事由を付してその期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲が定める。

(物価の変動)

第 5 条 履行期限内に予期することができない異常の理由に基づく経済情勢の変化により物価の変動を生じ、そのために売買金額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して売買金額又は契約内容を変更することができる。

2 前項の規定により契約内容を変更するときは、第3条第2項の規定に準じ変更契約を締結しなければならない。

(危険負担)

第 6 条 次条第3項の規定による売買物件の引渡し前に、甲乙双方の責めに帰することができない事由又は乙の責めに帰すべき事由によりその物件について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた場合の損害については、甲の負担とし、その損害額の算定は、甲乙協議して定める。

2 甲乙双方の責めに帰することができない事由により乙が物件の引渡債務を履行することができなくなったときは、甲は、乙に対し売買金額の支払を拒否することができる。

3 甲の責めに帰すべき事由により、乙が物件の引渡債務を履行することができなくなったときは、甲は、売買金額の支払を拒否することができない。この場合において、乙は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(検査、引渡しの時期及び場所)

第 7 条 乙は、売買物件を納入したときは、甲に納品届を提出しなければならない。

2 甲は、乙から前項の納品届を受領したときは、その日から10日以内に頭書の納入場所において検査をしなければならない。この場合において、乙は、甲が特に必要がないと認めるときを除き、検査に立ち会うものとする。

3 乙は、前項の検査に合格したときは、遅滞なく、物件を引き渡さなければならない。

(売買金額の支払)

第 8 条 乙は、前条第3項の規定により物件を引き渡したときは、所定の手続に従って売買金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求を受けたときは、その日から30日以内に売買金額を支払わなければならない。

(損害金及び遅延利息)

第 9 条 乙が履行期限内に契約の全部又は一部を履行しないときは、甲は、乙から損害金を徴収する。ただし、第4条の規定により甲が履行期限の延長を認めたときは、この限りでない。

2 前項の損害金は、履行期限の翌日から遅延日数に応じ、次の各号のいずれかにより算定した額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額とする。

一 既に引き渡した部分がある場合にあつては、当該部分に対する売買金額に相当する代金を頭書の売買金額から控除した額

二 前号以外の場合にあつては、頭書の売買金額

- 3 第1項の損害金は、甲が乙に売買代金を支払う時に相殺する。
- 4 甲の責めに帰すべき事由により前条第2項に定める期間内に売買金額が支払われないときは、乙は、その期限の翌日から支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(検査の遅延)

第10条 甲の責めに帰すべき事由により第7条第2項に規定する期間内に甲が検査をしないときは、その期間を経過した日から検査した日までの期間の日数（以下この条において「遅延日数」という。）は、第8条第2項に規定する期間（以下この条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において当該遅延日数が当該約定期間の日数を超える場合には、約定期間が満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前条第4項に規定する遅延利息を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、相当の期間を定めて、その物件の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しその他契約の内容に適合するために必要な措置による履行の追完を請求することができるものとし、乙は、甲の請求に基づき、自己の負担において必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の場合において、乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができない。
- 3 第1項の規定による履行の追完の請求に対し乙がその期間内に履行の追完をしないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による代金の減額請求をする場合において、乙が既に売買代金の全部又は一部の支払を受け、その額が減額後の代金を超えるときは、減額の請求に代えて、乙に超える額の返還を請求することができるものとする。この場合において、乙は、甲が請求する額を甲が指定する期間内に返還しなければならない。
- 5 乙が前項の返還金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 6 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないと認められる物件を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内に乙に通知しないとき又はその不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第1項、第3項及び第4項の規定による請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。ただし、甲の責めに帰すべき事由により当該各号に該当することとなったときは、この限りでない。

- 一 頭書の履行期限内又は履行期限後相当の期間内に物件の全部又は一部を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 前号の場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 2 乙は、売買の目的物の変更により頭書の売買金額が3分の2以上減少し又は履行期限が2分の1以上短縮されたときは、甲に対し契約の解除を申し出て、契約を解除することができる。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、違約金として売買金額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 第1項の規定によりこの契約が解除された場合であって、それが乙の責めに帰すべき事由によるものであるとき
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
 - 4 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75

- 号)の規定により選任された破産管財人
- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 5 第1項又は前項の規定により契約が解除された場合において、売買の目的物の既納部分があるときは、これを甲の所有とすることができる。この場合において、甲は、当該部分の検査をし、その合格部分に対する売買金額相当額を支払わなければならない。
- 6 第3項の規定による違約金は、甲から乙に対する支払金があるときは、その支払の時に相殺する。

(談合その他不正行為による解除)

- 第13条 甲は、乙（乙が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員）が本件契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- 一 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）。
- 二 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- 三 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、乙が抗告訴訟を提起し、その抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 四 排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。）において、本契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 五 前号の命令により、乙等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 六 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、違約金として売買金額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合その他不正行為があった場合の違約金等)

- 第14条 乙は、本件契約に関し、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、甲に対し、違約金として売買金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、前条第1項第1号から第5号までのうち決定の対象となる独占禁止法違反行為が、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 乙は、本件契約に関し、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、前項に規定する違約金のほか、甲に対し、違約金(違約罰)として売買金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前2項の規定は、甲に生じた実際の損害額がこれらの規定に規定する違約金を合計し

た額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

4 前3項の規定は、本件契約の終了後においても適用があるものとする。

5 乙が第1項及び第2項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団排除措置による解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

二 乙の役員等（岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第9号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

三 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められるとき。

四 乙の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第8号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

五 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

六 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

七 乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

八 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められるとき。

九 乙が、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に売買代金債権を譲渡したとき。

十 乙が、二から八までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（八に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、違約金として売買金額の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、売買の目的物の既納部分があるときは、これを甲の所有とすることができる。この場合において、甲は、当該部分の検査をし、その合格部分に対する売買金額相当額を支払わなければならない。

(賠償金、損害金又は違約金の控除等)

第16条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金又は返還金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から売買金額の支払の日まで支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき売買金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の延滞金を追徴する。

(物件の引渡し後の保証)

第 17 条 乙は、物件の引渡し後において、自己の負担により、次に掲げる事項について保証するものとする。

一 物件引渡し後 1 年以内に限り異常があった場合の無料点検及び応急小修理
(契約に関する紛争の解決)

第 18 条 本契約に関する一切の紛争については、甲乙協議して定める。
(契約外の事項)

第 19 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 4 年 1 0 月 日

甲 岐阜県
岐阜県立岐南工業高等学校
校長 各 務 友 浩

印

乙 住 所

氏 名

印

特記仕様書

1 妨害又は不当介入に対する通報義務

乙は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

2 乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長を請求することができる。